

大阪府都市競艇企業団規約の一部変更  
新旧対照表

現 行	変 更 案
<p><u>大阪府都市競艇企業団規約</u> (名称) 第1条 この企業団は、<u>大阪府都市競艇企業団</u>という。 (企業団の事務) 第2条 <u>大阪府都市競艇企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。 第3条～第15条 略</p>	<p><u>大阪府都市ボートレース企業団規約</u> (名称) 第1条 この企業団は、<u>大阪府都市ボートレース企業団</u>という。 (企業団の事務) 第2条 <u>大阪府都市ボートレース企業団</u>（以下「企業団」という。）は、モーターボート競走に関する事務を処理する。 第3条～第15条 略</p>